

# 第6章 バリアフリーマスタープランの推進に向けて

## 1. 行為の届出について

### 1-1. 届出制度の概要

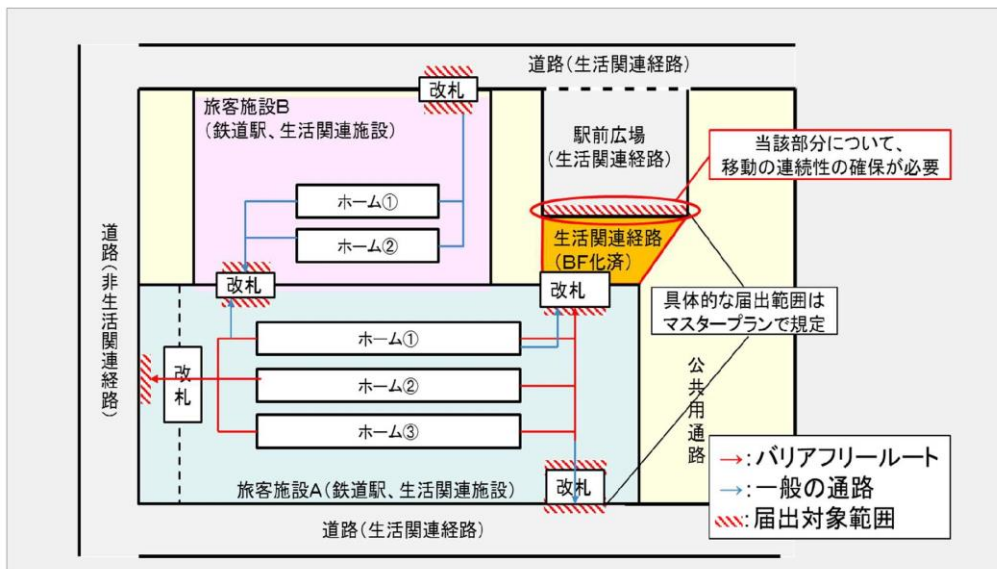
移動等円滑化の促進にあたっては、管理者が異なる施設間であっても、移動の連続性を確保することが重要であることから、バリアフリーマスタープラン制度では、旅客施設及び道路の改良等を行う場合は、一定の要件のもとに事前の届出義務を課しています。

届出義務は、移動等円滑化促進地区\*の区域において課せられ、公共交通事業者または道路管理者は、当該区域の旅客施設や旅客施設に面する生活関連経路\*の改良等を行う場合、当該行為に着手する30日前までに市へ届出することが義務づけられています。

それに加え、市は、届出のあった行為がバリアフリー化を図る上で支障があると認めるときには、行為の変更等の必要な措置を要請できることとしています。

#### 届出対象の範囲

対象	範囲
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連施設である旅客施設 (以下、生活関連旅客施設)</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【バリアフリー法施行令第27条第1号】</li> <li>他の生活関連旅客施設との間の出入口</li> <li>生活関連経路を構成する道路法による道路又は市町村が指定する一般交通用施設との間の出入口</li> <li>バリアフリールートとの出入口</li> </ul>
<ul style="list-style-type: none"> <li>生活関連経路</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>【バリアフリー法施行令第27条第2号】</li> <li>生活関連旅客施設との間の出入口</li> <li>市が指定する一般交通用施設との間の出入口</li> </ul>



資料：移動等円滑化促進方針・バリアフリー基本構想作成に関するガイドライン（国土交通省）

## 1-2. 届出制度の対象の指定

マスタープランにおいて生活関連施設<sup>※</sup>として位置づける旅客施設および生活関連経路<sup>※</sup>として位置づける道路について、バリアフリー法<sup>※</sup>に基づく届出制度の対象範囲を以下のとおり指定します。

なお、届出制度は、施設管理者の異なる施設間においても、移動の連続性を確保することが目的であることから、事業実施の際には、各施設管理者の管理区分等を踏まえ、市と施設管理者間の協議の上で、具体的な届出の範囲を確定することとします。

### ○ 届出制度の対象

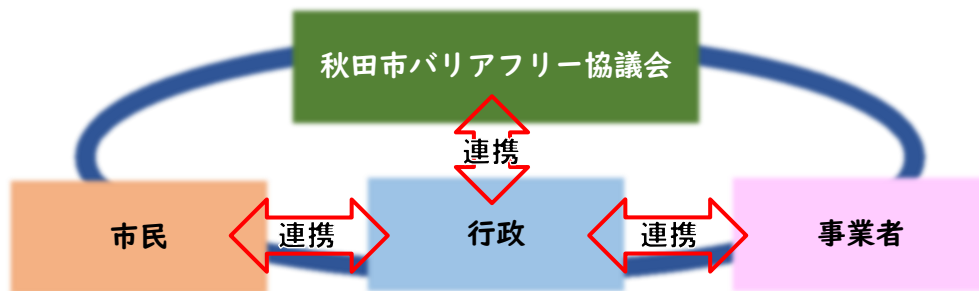
促進地区名	対象施設	範囲
秋田駅周辺 地区	JR秋田駅	JR秋田駅と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	秋田駅西口広場	秋田駅西口広場と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	秋田駅東口広場	秋田駅東口広場と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
	(市道) 中通本線	(市道) 中通本線と秋田駅東西連絡自由通路との接続部分
土崎駅周辺 地区	JR土崎駅	JR土崎駅と自由通路との接続部分
	土崎駅前広場	土崎駅前広場と自由通路との接続部分
新屋駅周辺 地区	JR新屋駅	JR新屋駅と新屋駅前広場との接続部分
	(市道) 新屋扇町渋谷町線	(市道) 新屋扇町渋谷町線と新屋駅前広場との接続部分
	(市道) 新屋扇町散歩道線	(市道) 新屋扇町散歩道線と新屋駅前広場との接続部分

## 2. 計画の進行管理について

### 2-1. マスタープランの推進体制

バリアフリーマスタープランを推進していくためには、高齢者や障がい者等の当事者をはじめ、施設管理者や交通事業者を含めた多様な関係者間での連携・協議が欠かせません。そのため、引き続き秋田市バリアフリー協議会を開催し、バリアフリーに関する課題やニーズの共有、効果的なバリアフリー化に向けた提案や見直し等に繋がります。

#### ○ 推進体制のイメージ



### 2-2. マスタープランの評価・見直し

本市のバリアフリーマスタープランにおける基本理念「ともに助け合い、誰もがいきいきと快適に暮らせる、心地よいまち 秋田市」の実現に向けて、移動等円滑化促進地区を中心として、バリアフリー化の効果的な促進を図るため、PDCA サイクルに基づく継続的な計画の見直しが必要です。

見直しにあたっては、社会情勢の変化や上位関連計画との整合に対応するとともに、秋田市バリアフリー協議会等を通じて、取組の状況を確認し、バリアフリー化に関する課題やニーズの共有等を行います。さらに、定期的なアンケート調査や関係者団体等へのヒアリングを実施することで、取組の効果等を検証し、改善策について検討します。

また、バリアフリーマスタープランの策定後、関係者間でのバリアフリーに関する機運が醸成され、具体的な事業の位置づけが可能となった際は、必要に応じて基本構想の策定についても検討していきます。

#### ○ PDCA サイクルの概念図



